

日本中央競馬会指定席年間シート利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、日本中央競馬会（以下「JRA」といいます。）の競馬場における指定席年間シート（以下「年間シート」といいます。）について、「日本中央競馬会『指定席ネット予約』会員約定」に定めるもののほか、利用の条件その他必要な事項を定めるものとし、年間シートを購入した利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約に同意のうえ利用するものとします。

(年間シートの利用)

第2条 利用者は、中山競馬場、東京競馬場、京都競馬場及び阪神競馬場のいずれかの競馬場における年間シートの利用に関するご案内（以下「ご利用案内」といいます。）に定める指定席種別を、当該競馬場の1年間のすべての競馬開催日に利用できるものとします。ただし、第8条第2項に定める場合を除きます。

2 利用申込、利用方法、条件及び利用のために必要な事項等は、本規約のほか、ご利用案内等に定めることとし、JRAホームページ等で告知します。

3 本規約のほか、ご利用案内等に定める事項は予告なく変更することがあり、その場合、JRAホームページ等で告知します。

(利用申込)

第3条 年間シートを利用できる者は、JRAカードの発行を受け、指定席ネット予約会員として登録された者（以下「会員」といいます。）に限ります。

2 年間シートの利用を希望する会員は、JRAが定める方法により申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとします。

3 年間シートは会員1名につき、競馬場毎に同一席種に限り2席まで購入できるものとします。ただし、京都競馬場ボックスシートについては、会員1名につき1テーブル（4席）を購入するものとします。

(利用者の欠格事項)

第4条 次の各号に掲げる者は、利用者となることはできません。

- (1) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (2) 競馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- (5) 競馬場等への入場の制限を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競馬の公正を害し、又は競馬場の秩序を乱すおそれがある者、など、JRAが利用者として不適格であると認めた者

(支払方法及び契約成立)

第5条 購入権利を有する会員から利用申込があり、JRAがJRAシステムサービス(株)及び提携カード会社の定める会員規約に則った確認を行い、JRAカードでの決済が完了した時点で年間シートの購入に係る契約が成立するものとします。なお、JRAが認めた場合に限りJRAカード以外の指定カードによる決済を認めるものとします。

2 年間シートの利用料金は、前項の決済において使用したクレジットカードの発行会社の定めによる時期に一括で請求することとします。

3 年間シートを利用している競馬場において、指定席料金の変更があった場合であっても、年間シートの利用料金の変更は行いません。

4 年間シートは、原則として指定席料金にかかる各種キャンペーンの対象外とします。

(年間パスポート)

第6条 JRAは、年間シートの利用者に対して席数分の年間パスポートを発行します。

2 利用者が競馬開催日に年間シートを利用する場合、所定の場所において年間パスポート及びJRAカードを提示し、ハンドスタンプの押印を受けなければなりません。

3 年間パスポートを紛失した場合、JRAは一切の責任を負いません。

(利用者)

第7条 年間シートは、利用者本人及びその同伴者のみ利用できます。

2 年間シートの利用に際しては、必ず利用者本人の来場が必要となります。同伴者のみの来場では、年間シートは利用できません。

3 年間シートを利用する権利を転売・譲渡することはできません。

4 JRAが定める規則に基づき、利用者本人が競馬場等への入場の制限を受ける者となったときは、利用者本人の競馬場への入場を制限します。

(競馬開催中止等の取扱い)

第8条 年間シートを利用する権利を有する競馬場において、天災地変その他の事由により競馬が開催されなかった場合又は競馬が途中で中止となった場合であってJRAが定める条件に該当するときは、JRAはご利用案内に定める当該開催日に係る年間シートの利用料金を利用者の指定する口座に返金するものとします。

2 前項の場合において、当該開催日が日取りを変更して後日開催されるときであっても、利用者は変更後の開催日に年間シートを利用できないものとします。

(解約・名義変更)

第9条 いかなる理由があっても年間シート購入後の解約、名義変更はできません。

2 利用者が本規約に違反した場合その他JRAが必要と認めた場合には、JRAは当該利用者が年間シートを利用する契約を取り消すことがあります。

3 前項の規定により年間シートを利用する契約を取り消した場合においても、年間シートの利用料金その他本契約に係る全ての経費について、JRAは一切返還しません。